

千葉県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第2条第3項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学生部長
- (3) 図書館長
- (4) 歯科診療室長
- (5) 学科長
- (6) 専攻長
- (7) 共通教育運営会議会長
- (8) 事務局長
- (9) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施計画等の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (4) 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項
- (5) 認証評価に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の

3分の2以上の同意を必要とする。

(外部評価委員の委嘱)

第8条 委員会は、本学の教職員以外の者を外部評価委員として委嘱することができる。

2 外部評価委員に関し必要な事項は別に定める。

(専門部会)

第9条 委員会は別表のとおり専門部会を置き、その組織、任期及び所掌事務は同表に定めるとおりとする。

2 委員会は必要に応じて、前項以外に専門部会を置くことができる。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、委員長が推薦し、委員会で承認を得られたのち、委員長が指名する。

5 部会委員は、部会長が指名する。

6 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月9日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表（第9条関係）

専門部会名	組織	任期	所掌事項
自己点検・評価実施推進部会	1 部会長 (委員長が指名) 2 部会員 (10名以内、本学教員のうち部会長が指名) 3 事務局企画運営課	2年。ただし再任を妨げない。	1 自己点検・評価の実施計画等の策定に関する事項 2 自己点検・評価の項目の設定に関する事項 3 自己点検・評価の実施に関する事項
認証評価部会	1 部会長 (委員長が指名) 2 部会員 (10名以内、本学教員のうち部会長が指名) 3 事務局企画運営課	2年。ただし再任を妨げない。	認証評価に関する事項
教育研究年報作成部会	1 部会長 (委員長が指名) 2 部会員 (10名以内、本学教員のうち部会長が指名) 3 事務局企画運営課	2年。ただし再任を妨げない。	教育研究年報に関する事項
I R 部会	1 部会長 (委員長が指名) 2 部会員 下記委員会より推薦 「総務・企画委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」、「入試改革検討委員会」、「広報委員会」、「進路支援委員会」 3 必要に応じ本学教員のうち部会長が指名	2年。ただし再任を妨げない。	自己点検・評価に関する情報収集・蓄積と分析に関する事項

	4 事務局 企画運営課 学生支援課		
--	-------------------------	--	--